

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成30年2月8日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

平成30年2月8日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について（質疑・討論・採決）

第3 議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の縮結についてまで（提案説明）

第4 組合行政一般に対する質問

3番 山田延孝 議員

4番 伊藤幾子 議員

第5 議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の縮結についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~  
会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~~  
出席議員（17名）

1番	西村	紳一郎	2番	寺坂	寛夫
3番	山田	延孝	4番	伊藤	幾子
5番	金谷	洋治	6番	長坂	則翁
7番	高橋	信一郎	8番	谷本	正敏
10番	谷口	雅人	11番	柳	正敏
12番	船木	祥一	13番	下村	佳弘

14番 桑 田 達 也  
16番 上 杉 栄 一  
18番 上 田 孝 春

15番 田 村 繁 巳  
17番 橋 尾 泰 博

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

9番 川 上 守

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	小 林 昌 司
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		田 中 利 明
消 防 局 長		藤 原 博 志
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	高 橋 徹

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 河 村 敏     |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 岡 本 幸 子   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 植 村 香 代 子 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事     | 堀 村 聡 志   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆下村佳弘 議長 皆様、おはようございます。ただいまから平成30年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆河村 敏書記長 議員の欠席について御報告します。川上守議員から、所用のため本定例会を欠席する旨の届

け出がありました。

以上、報告終わります。

◆下村佳弘 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 会期の決定

◆下村佳弘 議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月9日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

### 第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆下村佳弘 議長 日程第2、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 第3 議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）

◆下村佳弘 議長 日程第3、議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取り組み状況について御報告いたします。

喫緊の課題であります可燃物処理施設整備事業につきましては、現在、敷地造成工事に着手しており、平成34年8月の本稼働に向けて着実に事業を進めているところです。また、老朽化とあわせ耐震不足となっている消防庁舎の整備につきましても順次計画的に行うなど、東部圏域における生活環境の向上や住民生活の安全安心を確保するため、組織市町と一体となって鋭意取り組みを推進しています。

それでは、本定例会に提案いたしました議案第1号から議案第10号について御説明いたします。

議案第1号の平成29年度一般会計補正予算につきましては、総額4,956万4,000円の増額を行うもので、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の増額など、事業費の確定に基づき計上したものです。

議案第2号の平成29年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、総額700万4,000円の増額を行うもので、本年4月より営業開始となります地域連携DMO、観光地域づくり法人の設立支援経費等を計上したものです。

議案第3号は、平成30年度一般会計予算であります。予算規模は53億6,068万9,000円、前年度に比べ5億3,160万9,000円の増、増減率といたしましてプラス11.0%の予算を計上したものです。その概要を申し上げます。総務費では、職員厚生研修費、庁舎等管理事務費など義務的な経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務運営費などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、大規模修繕経費及び可燃物処理施設建設における敷地造成工事費などの経費を計上しています。消防費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、岩美消防署及び八頭消防署の新築工事に伴う経費を計上しています。また、消防車両等につきましては計画的に整備を行っており、消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車1台の更新に伴う経費を計上しています。

議案第4号の平成30年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、285万4,000円を計上しております。新たに設立された地域連携DMOに対して運営支援を行い、引き続き圏域観光を推進してまいります。

議案第5号は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものです。

議案第6号は、定数外に置くことができる職員について見直しを行うとともに、所要の整備を行うため条例を一部改正するものです。

議案第7号は、負担金の納期を改定するため条例を一部改正するものです。

議案第8号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するとともに、所要の整理を行うため条例を一部改正するものです。

議案第9号は、地方自治法の規定により鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更するための協議について、必要な議決を得ようとするものです。

議案第10号は、岩美消防署改築（建築）工事を行うため指名競争入札を実施したところ、岩美消防署改築（建築）工事八幡・吾妻特定建設工事共同企業体が落札したので、工事請負契約の締結に当たり必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 第4 組合行政一般に対する質問

◆**下村佳弘 議長** 日程第4、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので、順次発言を許可します。

3番、山田延孝議員。

◆**3番山田延孝 議員** 皆さん、おはようございます。鳥取市議会議員の山田でございます。八頭消防署の新築事業について質問をいたしたいと思っております。具体的には、八頭消防署の改築についてでございます。

消防署は、地域住民の安全で安心して暮らせる地域づくり、いわゆる住民の生命、財産を守る活動の拠点として、大変重要な施設であることは言うまでもありません。私は過去、河原町職員の時代に、役場職員で組織している本部分団に籍を置き、20年近く本来の仕事の傍ら、消防団員として活動した経験がございます。退団前には分団長も経験し、消防の重要性と地域の皆様の期待の大きさを身にしみて体験をいたしました。

現在の鳥取県東部広域行政管理組合の消防局は、昭和53年ごろに発足したものと理解しておりますけれども、当時、八頭消防署を設置するとき、河原、郡家、船岡、この3町では大変大きな問題となり、最終的には、現在の河原、用瀬、船岡、3町の境界近くの現在地に場所が落ちついたという経緯がございます。私は消防団員当時から八頭消防署でポンプ操作の訓練や各種講習を受けながら、いろいろと考えるところがございます。それは、訓練や講習会などを実施するには余りにも狭小で、ホース延長するにしても大変苦労したことであります。消防団員は、訓練することによりその資質を高め、出動するときには万全を期して対応することが求められております。その当時、指導していただいた八頭消防署の皆様には、狭い敷地内で精いっぱい我々の指導に当たっていただいたことを思い出すところであります。

そこで伺います。現在の計画では、現消防署の敷地内での庁舎の建てかえ計画が進んでおりますけれども、これに至った経過について伺いをいたします。

以上、登壇での質問といたします。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 山田議員にお答えをさせていただきたいと思っております。

八頭消防署の新築事業についてお尋ねをいただきました。現在の消防署の敷地内に建てかえる考え方に至った経緯についてといったお尋ねでございます。消防庁舎の整備につきましては、現在、平成25年に策定しております消防庁舎整備基本方針に基づいて進めておるところでございます。この詳細の経緯につきましては、消防局長よりお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 藤原消防局長。

◆**藤原博志 消防局長** 八頭消防署庁舎の建てかえ計画の経緯につきまして御答弁申し上げます。

消防庁舎の整備につきましては、多くの施設において耐震性の不足があり、また老朽化が著しいことから、組織市町の副市長、副町長等で組織する検討会で検討が重ねられ、平成25年12月に消防庁舎整備基本方針が策定されたところでございます。これによりまして、今後の庁舎整備の基本的な考え方、整備の手法や優先度などの一定の方針が示され、その後、署所の優先度に基づく整備年度につきまして組織市町消防担当課長会で個別具体的に検討いたしました結果、八頭消防署は平成30年度、31年度の2カ年で整備する計画となったものでございます。八頭消防署の建設場所につきましては、現消防署の敷地面積が、必要とする2,000平方メートルを確保できていること、現状の出動体制等にも影響がないこと、さらには、いながら工事が可能であること等から、現敷地での建てかえとし、消防担当課長会で確認、協議を行っているところでございます。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 山田延孝議員。

◆3番山田延孝 議員 関係1市4町ですか、でいろいろと検討されてきたということでもあります。私は消防庁舎というのは大変重要だと思っております。特に鳥取市南部地域と八頭郡3町は、自動車専用道やこれに接続する29号バイパスを初め、工業団地や可燃物処理施設の建設など東部圏域の経済活動の中心として大変重要な拠点であるというぐあいに思っております。このような中で新しく建築する消防庁舎は、鳥取南部地域と八頭郡3町を統括する機能を備えることはもとより、消防機器材の充実強化を初め、防災倉庫であったり避難場所としての機能を整備する必要があるのではないかと思うわけであります。また全国では、消防庁舎に防災訓練センターを併設するところが大変多いわけであります。しかしながら東部広域の消防局では、その施設がございません。現在の吉成の庁舎は敷地面積も狭く、この防災訓練センターの建設は困難であります。防災訓練センターは、消防署員はもとより、地域の消防団員や地域住民の防災訓練や防災学習を初め、一方では子供たちの防災教育の拠点として活用される施設でございます。新しく整備する庁舎は、消防自動車や工作車の大型化を初め、操法訓練であったり住民の消防学習や防災センターの併設などに対応できる広い敷地と充実した施設が求められておるといふぐあいに考えるところであります。現在の施設より機能が低下する、こういうことがあってはならないといふぐあいに考えるわけであります。この新しい庁舎は、これから30年、40年と長く使う施設であります。後々悔いを残さないためにも、今もう一度原点に立ち返り、用地選定から見直す必要があるのではないかと考えるわけでありますけれども、管理者の考え方を伺いたいと思います。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

議員より、消防団のポンプ操法訓練場所、また住民の皆さんの防災学習、また子供たちの防災教育等の拠点、さらには防災倉庫や避難場所等につきましては、いずれも防災上大変重要なものであると認識をいたしております。また消防職員が時代に合った本格的な訓練等を行う防災訓練センター、さらには災害時に各関係機関が集結をできるような場所につきましても、その必要性は十分に認識をさせていただいております。これらにつきましては、一部事務組合としてよりも基礎自治体として取り組んでいくべきこともあろうかと思っております。将来的にどういった形で取り組んでいくべきものなのか、今後も研究を行ってまいりたいと考えておるところであります。八頭消防署の整備につきましては、消防庁舎の重要性に鑑みまして、耐震診断の結果や実際の老朽化などにより早急に整備が必要なものでありまして、現敷地での建てかえとさせていただいております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 山田延孝議員。

◆3番山田延孝 議員 現施設で建てかえということでもあります。先ほど来申し上げておりますように、将来的に例えば消防車であったり工作車であったり、非常に今、大型化しておると、こういう状況もございます。本当に現施設は敷地が非常に細長くて、非常に使い便利が悪いんじゃないかというぐあいに思います。特に出入りのときには、県道をとめるということで、非常に交通の妨げにもなるというような状況もございます。そのあたりをやっぱりしっかり考えてほしかったなというぐあいに思うわけであります。

現敷地内で建てかえするという考え方には変わりはないということのようでありますけれども、やはり今、管理者もおっしゃったように、将来的には防災倉庫であったり防災訓練センターであったり、地域の人であったり消防関係の人が多く集まる、そういったことも考えながら、私はそういった場所をやっぱり求める必要があるというぐあいに思うわけであります。現在の八頭消防署の敷地の前あたりは大変広い農地でありますけれども、こういったところに、将来的にはやはりそういった消防関係のいろんな防災センター初めとする防災倉

庫であったり、そういったものを整備する、そういった私は必要があるのではないかなと思うわけでありまして。大変場所もいいわけでありまして、消防署と反対側の、県道をさかえた反対側にそういった施設をつくってはどうか。現在の敷地で新築をするということに変わりが無いということであれば、そういったことも将来の課題としてしっかり考えていただきたいというぐあいに思うわけでありまして。そういった用地の見直しをつけて、将来的にはそういった総合的な防災の拠点づくりというようなことが必要になってくるのではないかなというぐあいに思っておるところであります。

そういった意味合いで、現在の敷地内での建てかえには変わりはないということでありましてけれども、先ほど来申し上げておりますように、将来のことを考えながら県道をさかえた反対側等にそういう防災の拠点づくりということについて、管理者はどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをさせていただきます。

このたびの八頭消防署の建てかえに伴いまして、県道を挟んだ反対側の敷地、用地ということで防災の拠点づくりとして考えていくべきではないかと、具体的な御提案をいただきました。先ほども御答弁申し上げましたように、こういった災害が発生したときの関係機関の集結場所、あるいは防災訓練等を行ったりと、そのような敷地、用地は非常に大切な重要なものであるというふうに認識をしておりますが、この八頭消防署の建設用地に関連して、これから新たに別の場所を求めていくということになりますと、また改めての調整等も必要となってくるというふうに考えております。現在の八頭消防署は、老朽化も進んでおるところでありまして耐震性も十分でない、こういった状況もございます。圏域住民の皆さんの安全安心を確保していくためにも、現在の敷地において消防庁舎として整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 山田延孝議員。

◆**3番山田延孝 議員** いろいろとお伺いをいたしました。現施設、現敷地に建てかえということになるにしても、やはり従前より機能が低下するようなことがあってはならないというぐあいに思うわけでありまして、そのあたりを、しっかりと敷地配置といえましょうか、そういったことも考えてほしいし、あわせてやはり将来のこともしっかりと考えていただいて、防災の拠点づくり、それにしっかりと取り組んでいただきたいというぐあいに思っております。なかなか、1市4町、いわゆる東部広域としての考え方というのをまとめるといのは大変なことだろうと思います。ただ、あそこを、ちょうど東部圏域の図面を広げていただくとよくおわかりのように、ちょうどあのあたり、可燃物処理施設もそうですが、ちょうど東部圏域の真ん中なんです。どこから来ても非常に便利のいい場所ですので、そういったことも勘案しながら、将来的にはそういった防災センターの整備ということもあの地域で考えていただければというぐあいに思っておるところであります。管理者、何か感想があればお伺いしたいと思います。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをさせていただきます。

まず、今回の新築等につきましては、従前より機能が低下しないようにといったお話をいただきました。そのようにこれからこの事業を進めてまいりたいと考えておりますし、あわせて将来のこともしっかりと考えていくということも大変大切なことではないかと思っております。

また、先ほど議員のほうより、この場所がこの東部圏域のちょうど真ん中にあるということでありまして、

新可燃物処理施設に非常に近接しておるところでありますし、工業団地も近いというような、そういった地の利はあると思っております。これからさまざまな災害が発生することも念頭に置いておかなければならないわけでありまして、いざというときに各関係機関が集結をできるような、そのような場所を確保しておくということも、これからますますその必要性が出てくると考えておるところでありますので、構成市町でも、このことについてまた話し合ってもらいたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 山田延孝議員。

◆**3番山田延孝 議員** ぜひともそのあたりしっかり取り組んでいただきたいというぐあいに思っております。以上で終わります。

◆**下村佳弘 議長** 4番、伊藤幾子議員。

◆**4番伊藤幾子 議員** おはようございます。4番、伊藤です。順次質問いたします。

消防力の整備についてお尋ねをします。消防力の3要素は、人員と機械、そして消防水利ということのようです。この3要素をフルに発揮し、東部圏域の住民の生命、身体、財産を火災などの災害から守る任務を負っているのが東部消防局です。

さて、国は、消防組織法第4条第2項第11号の規定に基づいた消防力の整備指針によって、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策などの消防に関する事務を遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めています。その第1条では、この指針に定める施設及び人員の目標として、必要な施設及び人員を整備するものとなっております。国の整備指針の水準を満たさない場合であっても罰則などはありませんが、市町村、つまり東部広域行政管理組合として、みずからの消防力の水準の現状について住民に対し説明責任を果たす必要があると思います。この国の示す消防力の整備指針については、これまでも本議会で取り上げられたことがありましたが、改めてその位置づけをどのように認識されているのかお尋ねをします。

次に、可燃物処理施設の建設についてです。新可燃物処理施設の整備事業については、昨年9月1日に、建設と20年間の運営管理を一括し包括的に発注するDBO方式により入札公告が行われました。今後の予定としては、3月中旬から下旬にかけてのヒアリングによる技術評価と、4月中旬の入札による価格評価の両面からの総合評価により、4月下旬には落札業者の決定及び公表といった流れとなっております。予定価格で300億円を超える大事業であるにもかかわらず、東部圏域の住民にどれだけ認知されているのかが疑問です。これまでどのように圏域住民に周知をしてきたのかお尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、消防力の整備についてお尋ねをいただきました。国が示す消防力の整備指針の位置づけをどのように認識をしているのかといったお尋ねをいただきました。この消防力の整備指針は、消防庁長官の勧告として示されておるものでございます。この勧告は法的な拘束力はないものの、目標とするべき消防力の整備水準を示したものでありまして、指針に定めてあります施設、また人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を求めているものと認識をいたしております。

次に、新可燃物処理施設の建設についてお尋ねをいただきました。この事業について、東部圏域の住民の皆さんへどのように周知を行ってきたのかといったお尋ねをいただきました。これにつきましては、事務局長よ

りお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 田中事務局長。

◆**田中利明 事務局長** 御答弁申し上げます。本組合が進めております可燃物処理施設の情報につきましては、平成25年12月の整備計画の策定時等に組織市町の広報誌で紹介するなどしているほか、本組合ホームページで随時詳細に発信しているところでございます。そのほか御要望に基づきまして、鳥取市の自治連合会の会合とか河原町の区長会などで事業内容等を説明させていただいているところでございます。今後も必要な情報につきまして、圏域住民の皆様への周知に努めてまいります。

◆**下村佳弘 議長** 伊藤幾子議員。

◆**4番伊藤幾子 議員** じゃあ続けて、まず、消防力の整備について重ねて質問いたします。国の消防力の整備指針の位置づけ、御答弁いただきました。法的な拘束力はないけれども、目標とすべき消防力の整備水準を示したものであると、地域の実情に即して体制の整備を進めていくと、そういった御答弁でした。

では、現在、東部消防局の現状、これが国の整備指針に照らしてみてもどういった現状なのかお尋ねをいたします。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 消防局長よりお答えをさせていただきます。

◆**下村佳弘 議長** 藤原消防局長。

◆**藤原博志 消防局長** 消防局の現状につきまして御答弁申し上げます。

平成29年4月現在、署所数は指針では14施設であり、現在、現有は12施設でございます。車両につきましては、指針では57台でございまして、現有は現在53台でございます。職員数につきましては、指針では481人であり、現有数は324人でございます。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 伊藤幾子議員。

◆**4番伊藤幾子 議員** 今、指針に比べてどうであるかという御答弁をそれぞれいただきました。

昨年2月に、全国消防長会というのがどうもあるようでして、そこが消防力の整備指針に対する整備率向上のためのアンケート調査結果報告書というものを発表されました。733消防本部があるらしいんですが、そのうち717の消防本部からの回答があったということで、回答率は97.8%ということです。例えば先ほどの消防職員についてなんですけれども、回答した717の本部中で、国の整備指針を満たしているところはゼロでした。どこも満たしていないということです。指針上の消防職員の全国の総計は20万6,002人ということのようなんですけれども、これに対して整備されている実数は15万8,459人、整備率は76.9%ということだったそうです。管轄人口の規模別に分類すると、管轄人口が少なくなるに従ってこの指針に基づく整備率が低くなっているという、そういう傾向もあるという報告でした。

それで、このアンケートの調査基準日というのが28年4月1日だったんですけども、そのときの28年4月1日現在の東部消防局の管轄人口は23万1,902人ということが消防年報にありましたので、これでいきますと10万人以上30万人未満というところに分類されるわけですね。その分類の本部が201あります。この201ある中で、国の指針に照らして整備率が70%以上のところは128本部、63.7%。60%以上から70%未満というところが54本部、26.9%。この東部消防局はこの54の本部の中に入るわけです。28年4月1日現在の資料でいきますと、東部消防局の整備率は消防職員については67.2%、こういう数字ですのでここに当たるわけですね。それで、この数字から見ても、大体全国的に消防職員数については国の示す整備指針との隔たりが本当に大きいと思

いました。

そこでお尋ねをしますけれども、先ほど御答弁いただいた東部消防局の現状、署所数は不足でいえば2、車両でいっても57のところ53ということなので不足が4、職員に至っては157の不足という、そういった数字にはなるんですけれども、このような違い、現状と国の指針との違いをどのように考えておられるのかお尋ねをします。

◆**下村佳弘 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをさせていただきます。

平成25年12月に消防庁舎整備基本方針、こういった方針を策定をしておるところであります、この方針の中で、消防署所につきましては、市街地の密集度や道路網や地勢の状況などから現在の12署所数と配置を維持していくことが適当とされておるところでございます。車両につきましては、火災救急等の発生状況や出動体制を初め、署ごとに相互に補完ができる体制が整っていることなどから、現状の台数と配置がなされているものと考えております。職員数につきましても、車両の従事人員等から現状において必要な災害対応等の要員が確保されております。

今後も消防体制の整備につきましては、消防力の整備指針を参考に地域の実情等を踏まえまして、消防力の整備、図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆**下村佳弘 議長** 伊藤幾子議員。

◆**4番伊藤幾子 議員** 御答弁いただきました。

登壇でも言いましたけれども、市町村、要は東部広域行政管理組合として、みずからの消防力の水準の現状については、やっぱり住民に対して説明責任はしっかりと果たすという、そういった必要があると思うんですね。今、述べられました消防署所数については、平成25年12月に策定した消防庁舎整備基本方針で示しているという御答弁でした。私もホームページで見てみました。広域のホームページには、まだ案の状態で、どこかの会議の資料の状態のままで、正式に25年12月につくったというのが公開はされていませんでした。やっぱり、少なくともそういったものがあるのであれば、しっかりと公開をして、それも説明責任を果たす一つのやり方だと思いますので、そこは要望として早急に上げていただきたいと思います。

それから車両についても御答弁いただきました。いわゆる地域の実情に即してという、そういった部分になるのかなと思うんですね、国が指針の中で言っている。でも、中だけで確保されているんだと、人員についてもちゃんと仕事ができるように条例で決めていますからちゃんと担保されているんだと、そういうふうに広域の中で思っておられても、じゃあそれが住民にちゃんと伝わっているかという、それは疑問なんですね。というのも、やっぱりこうやって消防年報というのは、これはホームページに出ています。これを見たときに、結局、不足数ということで出ているわけですね、基準数があつて不足数。じゃあ何でこれいつまでたっても不足のままなんだろうかと、やっぱりそこは見る住民がいれば疑問に思うと思うし、これどうやってふやしていくんだろうとか、やっぱり普通に考えると思うんですね。ですから、やっぱり私は東部消防局の現状を見たときに、このような課題があつてこういう計画で整備していきますということとか、あるいは消防職員についても、国の整備指針とは乖離はしているけれども、これこれこういう考え方だから条例でこうやって人数決めているから大丈夫ですとか、そういったことを客観的な理由とか合理的な理由を示して、ちゃんとやっぱり説明する必要があると思うんです。そういったことも含めた東部消防局の消防力の整備計画みたいなものを、個別にはあるようですけども、全体のそういった計画をもって住民に示す必要があるのではないかなと思

うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 具体的な取り組み等につきまして、消防局長よりお答えをさせていただきたいと思います。

◆下村佳弘 議長 藤原消防局長。

◆藤原博志 消防局長 御答弁申し上げます。

東部広域が作成しました消防庁舎整備基本方針につきましては、東部広域議会でも御説明申し上げ、これに基づき整備を進めているものでございます。また消防職員につきましても、平成25年度から平成27年度にかけて21名の増員を図っており、定数増につきましても本議会に御説明をさせていただいてきております。東部広域管内における消防力の現状につきましては、毎年詳細に取りまとめ、国の示す消防力の整備指針との比較も含めて消防年報として作成し公表をいたしているところでございます。これらについては既に当組合のホームページで公表いたしておりますけれども、もう少しわかりやすくなるような工夫をしまいたいと考えております。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 新たなそういった計画をつくらなくても、今あるものをもっとわかりやすく、見た人がそうだなというふうにわかるように変えてくださることも、私も大事だと思いますので、それはそれでやっていただきたいと思ひますし、それとあと、今の答弁の中で、議会で報告してとか、議会で説明してとか、そういったお言葉がありました。確かにそれも必要なことですが、議会で説明、報告すればそれでよしというわけではないと思うんですね。やっぱり住民にいかにか広域として周知していくのか、知らせていくのか、説明していくのか、やっぱりそれは大事な観点だと思いますので、議会で報告した説明したと言われると、私らは本当にあちこち行ってしゃべりまくらなあかんようなことになってきますので、やっぱりそれは限界があります、そうはいつでも。やっぱり管理組合としての責任は果たしていただきたいと思ひます。じゃあ、その改善はよろしくお願ひいたします。

それから、次行きますが、先ほど紹介しました全国消防長会のアンケートでは、管轄人口30万人未満が630の本部があると。その中で、先ほど消防職員、条例定数で定めてということがありましたけど、その条例定数を満たしているのは630のうち181しかないんです。28.7%、3割に達していないんですね。でも東部消防局は充足しているということで、この3割の中に入っているということ、これは御紹介しておきます。

それで、国は平成38年度までに女性消防職員の割合を5%に引き上げると、そういった目標を示していると聞きました。ちなみに28年4月1日現在、消防職員全体に占める女性の割合は約2.5%、これを倍にしていこうということですね。東部消防局ではどうかといいますと、28年3月31日に策定されました東部広域行政管理組合の女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画、これによりますと、31年度末までに消防職の採用試験の受験者総数に占める女性割合を5%以上にしますと、そう書かれてあります。受験者総数に占める女性の割合という、そういう計画です。ちなみに27年度実績は2%。28年度はゼロ%、ゼロ。これはホームページに出ていました。

現在、女性消防職員は3名いらっしゃるわけなんですけれども、受験者をふやすということは当然採用されるということもあるわけですし、女性の職員がどんどんふえていくということも十分考えられるんですね。ここで大事なことは、やっぱり産休だとか育休だとかそういったことが出てくるんですね。あるいは妊娠すると業務もやっぱり限られてくると思ひられます、それは当然。やっぱり何といても特殊な職種ですので、産休

だの育休だのお休みをとってる間に臨時で誰かを採用するっていうような、そういったことはできない、そういう現場だと思うんですね。保育士さんとかは臨時保育士さんを募集したりしますけども、事務の方だってありますけども、なかなかこういう消防職員というのはあり得ないだろうと、私思ってます。

それで、将来的にこうやって女性消防職員をふやしていくのであれば、それに対応できる職場環境づくりというのが本当に当然必要でして、先ほど消防職員は確保されてるって言われましたけども、条例定数自体の見直してというのも今後出てくるのではないかなと考えていますけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

消防業務におきましても、女性が活躍できる職場環境をつくっていくことは重要なことであると認識をいたしておりますが、実際に産休、育休といったことを想定をして条例定数を見直すといった考えは、現段階では持ち合わせておりません。女性職員の産休、育児休業等があった場合には、再任用職員の活用等で適切に対応してまいりたいと現在のところ考えておるところでございます。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 歴史をたどれば、消防本部における女性消防職員は昭和44年に初めて採用されたということです。当時は、家庭の主婦や高齢者、子供等に対する防火防災教育等の予防業務、毎日勤務が主な仕事だったそうです。それで、以降、女性消防職員数は年々ちょっとずつ増加していつまで、担当業務も平成6年の女子労働基準規則、現在の女性労働基準規則の一部改正によって、深夜業の規制が解除されたり、予防業務のほかに交代制勤務だとか、指令管制だとか、救急隊だとか消防隊などの業務も可能になったと、本当に幅広くいろんな仕事ができるようになったということで、やはり志を持って消防職員になりたいと、そういう女性の方がいつまでもやっぱり働き続けることができる環境づくりに努めていただきたいと、そのことを要望して、次に移ります。

では次、可燃物のほうなんですけれども、どのように圏域住民に周知をしてきたのかということで、平成25年12月の計画ができたときに、市町の広報だとか、あとホームページでは随時発信していると、あと自治連合会や区長会や周知に努めていると、そういった御答弁でしたが、なかなかこれがどこまで行き渡っているかというのは大きな疑問なんですけども、今後どのように周知をしていくお考えなのかお尋ねをします。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをさせていただきます。

◆下村佳弘 議長 田中事務局長。

◆田中利明 事務局長 今後の周知について御答弁申し上げます。

可燃物処理施設の整備につきましては、東部圏域にとって喫緊の課題であり、住民の皆様への周知を図りながら着実に進めていかなければならないと思っております。現在、プラント建設及び運営について入札手続を進めているところですが、この手続が完了次第、組織市町の広報誌や本組合ホームページ等で事業者名や契約金額、さらには事業者からの提案内容などについて広くお知らせしていきたいと考えております。以上です。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 手続が完了次第、提案内容等を広報だとかホームページで知らせていくという御答弁でした。それで、新可燃物処理施設の建設に向けては着々と今進められているわけですし、登壇でも述べましたように予定価格で300億円を超えるという、そういった大事業なんですけれども、なかなか私は本当に東部圏域の

住民に認知されているのかということ、本当に疑問なんですよ。知らない方のほうが多いんじゃないのかなと思うんですね。何か新しいものはできるけど、どこまでは知ってても金額までは知らないとか、中身についてはわからないとか、いろんな方がいらっしゃると思うんです。それで、市報や町報、そういった広報を使うといてもこれは一方的なお知らせですよ。それから、これまで要請のあった自治連合会だとか区長会っていても、全てのところが対象ではないわけですので、呼ばれたら行くってということでもやっぱりだめだと思うんですね、これ。要請がなかったらやらないということなので。そうではなくて、やっぱり直接住民に対して説明をして、事業は進んでいますけども、やっぱりそうはいつでも住民の意見を聞いたり疑問に答えるという、そういう場をつくるのが必要だと思うんですけれども、そういったことを今後していくお考えはないのかどうか、その点はどうでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

例えば住民説明会等を開催してといった形では、現在のところそのような方法を考えていないわけでありまして、さまざまな広報媒体等も用いながら周知を図っていく、理解を得ていくということは、今後も大変大切なことではないかと思っております。御要望等がありましたら、出前説明会といった形で個別に対応していくといったことも考えておるところであります。大変大きな事業であります。この可燃物処理施設整備事業につきましては、今後も引き続きまして、必要な情報、組織市町の広報誌、また本組合のホームページ等も活用しながら住民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えておるところであります。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 住民説明会等、今のところは考えていないということで、従来どおりの広報の仕方でやっていくんだという御答弁だと受けとめましたけれども、それはだめだと思うんですよ。やっぱり住民説明会をちゃんと開いていかないと、本当にびっくりするような金額ですから、それで、ただでさえこういう広域行政って住民から遠いんですよ、本当に遠いんですよ。だって、この広域の議会っていつでも年に2回ですよ。普通、市町の議会でしたら定例会は年4回、それ以外に町議会のほうでは毎月のようにいろいろ全協をやられているところもあるようですし、やっぱり全然違うんですよ、住民の目にさらされるといいますか、そういう環境が。ここの広域になると本当に少ないと私は思うんですよ。だからこそ本当に出向いて行って、やっぱり説明をし、その場で意見や疑問に答えていくという、そういう姿勢はやっぱり見せていく必要が、こんな大きな事業を1市4町でしていくわけですから、やっぱりその責任はちゃんと果たさないと、何か知らん間にどんどんどんどん進んでいくということは、住民にとったらやっぱり腹立つことなんですよ。今、考えてないとおっしゃいましたけれども、やっぱりこれちゃんと住民説明会を開いていく方向で検討すると、そういった立場に立っていただきたいと思えます。どうでしょうか。

◆下村佳弘 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

広域行政が、ちょっと住民の皆さんからすると遠いのではないかといたお話をいただきました。東部広域行政管理組合では、申し上げるまでもなく、この廃棄物の処理、また常備消防、救急救命、また介護認定と、住民の皆さんに直接かかわってくる非常に大切な業務を我々は担当させていただいておるところでありまして、そのようなことをこれからもより一層御理解いただけるように周知を図っていくことは大変重要であります。そのような考え方で、今後もいろんな広報媒体等も用いながら、またいろんな場面で周知をさせていた

だくということに努めてまいりたいと考えておるところであります。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 直接住民にかかわる大事な業務をやっているんだと、そうおっしゃるんなら直接住民に説明をしていただく機会をやはりつくっていただきたいと、このことをまた今後も要求していきたいと思いますので、以上で終わります。

◆下村佳弘 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

#### 第5 議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）

◆下村佳弘 議長 日程第5、議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10案を一括して議題とします。

これより、10案に対する質疑に入ります。

通告により発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 4番、伊藤です。議案第10号、工事請負契約の締結についてお尋ねをいたします。

まず、この入札なんですけれども、落札率と、あと低入札価格調査が行われたのかどうか、その点、お聞かせください。

◆下村佳弘 議長 藤原消防局長。

◆藤原博志 消防局長 お答えいたします。岩美消防署改築（建築）工事の落札率につきましては89.3%でございます。入札につきましては、入札者5社のうち1社が調査基準価額を下回ったため、低入札価格調査を実施したところでございます。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 じゃあ、低入札価格調査が行われたということとして、例えばその低入札価格調査を行う場合、実施要綱だとか要領だとか何かあると思うんですが、何に基づいて行われたのかということと、あとどのような項目について調査をして、今回この契約が適当であると判断されたのか、その点お尋ねします。

◆下村佳弘 議長 藤原消防局長。

◆藤原博志 消防局長 お答えいたします。

本組合が行う建設工事につきましては、鳥取市建設工事執行規則の規定を準用いたしているところではございますが、低入札価格調査におきましても、鳥取市の規定に基づき適切に実施したところでございます。調査は本組合低入札調査委員会で行いまして、具体的には低価格入札者から工事費内訳明細書を提出していただき、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費等が適切な価格の範囲内であるか否かを確認するとともに、手持ち工事の状況や労務者の具体的供給の見通し、さらには、いわゆる下請いじめになっていないかなど関係書類や聞き取り等を確認したところでございます。その結果、低価格入札者との契約は本工事の履行に支障はないものと評価し、契約することは適当であると判断を行ったものでございます。以上でございます。

◆下村佳弘 議長 以上で質疑を終わります。

議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に

付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時1分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

議 員

議 員

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成30年2月9日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

平成30年2月9日（金） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 閉会中の継続調査について

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~

### 出席議員（17名）

1番	西	村	紳一郎	2番	寺	坂	寛	夫
3番	山	田	延孝	4番	伊	藤	幾	子
5番	金	谷	洋治	6番	長	坂	則	翁
7番	高	橋	信一郎	8番	谷	本	正	敏
10番	谷	口	雅人	11番	柳		正	敏
12番	船	木	祥一	13番	下	村	佳	弘
14番	桑	田	達也	15番	田	村	繁	巳
16番	上	杉	栄一	17番	橋	尾	泰	博
18番	上	田	孝春					

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

9 番 川 上 守

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	小 林 昌 司
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		田 中 利 明
消 防 局 長		藤 原 博 志
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	高 橋 徹

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                     |         |
|---------|---------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 河 村 敏   |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 岡 本 幸 子 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 幹 | 毛 利 元   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事 | 眷 井 知 世 |

~~~~~

午前10時0分 開会

- ◆下村佳弘 議長 皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 1 号平成 2 9 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 1 0 号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- ◆下村佳弘 議長 日程第 1、議案第 1 号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10案を一括して議題とします。  
委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。  
総務消防委員長、18番、上田孝春議員。
- ◆18番上田孝春 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第2号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第4号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の制定について、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、議案第9号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について、議案第10号工事請負契約の締結について、以上10案はいずれも適切な処置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆下村佳弘 議長 福祉環境委員長、12番、船木祥一議員。

◆12番船木祥一 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、本案は適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、本案は一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆下村佳弘 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆下村佳弘 議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

◆4番伊藤幾子 議員 私は、議案第3号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算について、反対の立場で討論をします。

新年度の一般会計予算には、可燃物処理施設の建設事業費があります。現在、建設に向けて着々と進められてはいますが、日量240トンの施設規模や高効率発電機能がごみの減量化に逆行するのではないかという疑念は消えてはいません。また、建設及び20年間の運営費用を含め300億円を超える大型事業です。ごみ処理といえど全世帯にかかわる問題です。にもかかわらず、住民説明会を開く考えはないという姿勢にも納得がいきません。

以上反対の理由とし、討論を終わります。

◆下村佳弘 議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第1号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆下村佳弘 議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 第2 閉会中の継続調査について

◆下村佳弘 議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◆下村佳弘 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、平成30年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

議 員

議 員